

高度障害保険金のお支払い

(障がい状態と「回復の見込み」)

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつその障がいについて症状が固定し、回復の見込みのないことがお支払いの要件となります。

高度障害保険金の支払対象となる障がい状態は、「(身体の部位を)失った」、「機能または用を全く永久に失った」などいずれも回復の見込みがない状態であり、回復の見込みのある場合は保険金をお支払いできません。診断書をご用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認ください。

◆当社所定の高度障害状態 (次の1~8のいずれかに該当し、かつ回復の見込みのない場合)

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系・精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1 両眼の視力を全く永久に失ったもの

- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力（眼鏡などを装着した視力）について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 視野狭さく（視野が狭くなる）および眼瞼（まぶた）下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

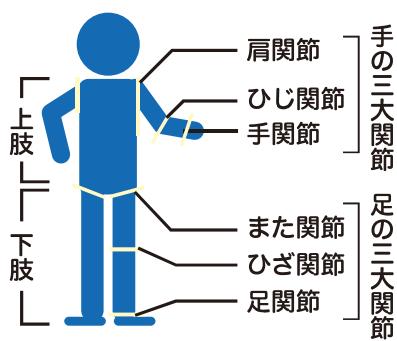
- 語音構成機能障害で口唇音・歯舌音・口蓋音・こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3 終身常に介護を要するもの

- 「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。いわゆる寝たきり状態またはこれに近い状態を指します。

4 上・下肢の用を全く永久に失ったもの

- 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢におけるそれぞれの3大関節（上肢においては肩関節・ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節・ひざ関節および足関節）の完全強直（各関節が完全に固まってしまい、形態（角度）を変えることができない状態）で回復の見込みのない場合をいいます。



〈高度障害保険金をお支払いできない場合〉

- 高度障害保険金のお支払いにあたっては、症状（障がい状態）について「回復の見込みがなく症状が固定した」と医師によって診断されることを要しますので、回復の見込みがある（リハビリにより当初の障がい状態が改善される可能性がある）場合などは所定の高度障害状態には該当しません。
- 加入日前または復活日前にすでに生じていた傷害または疾病を原因とする場合は、高度障害保険金によるお支払いの対象とはなりません。
- 支払対象となる約款所定の高度障害状態は、以下のことは必ずしも一致しません。
 - ・身体障害者福祉法に定める障がい状態
 - ・公的介護保険制度による要介護認定
 - ・障がいにより就業が不可能となり収入が得られなくなること

団体定期保険の例

お支払いする場合

自動車事故により傷害を負い、両眼の視力を全く永久に失ったケース（きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みなし）



約款に定める高度障害状態に該当するため、高度障害保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

糖尿病性網膜症できょう正視力が左右とも0.02以下となったが、回復の見込みがあつて治療を続けているケース



「両眼の視力を全く永久に失った」（回復の見込みのない）状態に該当しないため、高度障害保険金はお支払いできません。